

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） 12

告 示

北海道告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年1月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 野付郡別海町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
 - 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
別海町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室振興局産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。）